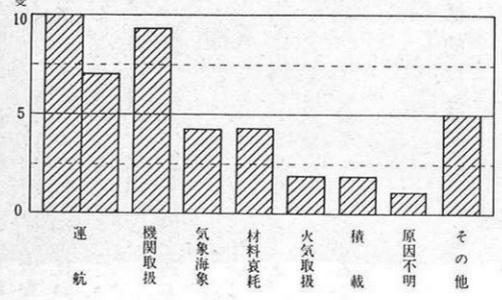


船舶数は、四四隻となっており、昭和三七年、三八年年度のそれぞれ六〇隻、三九年度の五四隻、と比較した場合、漸減しておりますが、このほか救助を必要としなかったもの、及び、海難の届出がなされなかったもの、また、熊本県籍の船舶が他県の沿岸で海難をおこしたものの等、統計外の多くの船舶があったことを考えると、海難統計による減少は勿論喜びとしなければなりません。海難防止運動にはなお一層の努力を要するといわなければなりません。昭和四〇年度海難統計をみると船種別では機帆船が一八隻、漁船が二三隻で、海難船舶数四四隻の七〇％を占めており、熊本県沿岸で発生している海難は機帆船と漁船であるといっても過言ではありません。

第2図 40年における原因別海難発生状況



次に海難の種類原因別にみると、乗揚げ、機関故障、衝突、浸水が特に目立っておりこの四種の海難で約七七％を占めております。原因別では「運航の誤り」によるものが最も多く、全体の約三三％と約三分の一を占め、次は「機関取扱の不十分」によるもの約二〇％、「気象海象」によるもの約九％といった原因が主なものとなっております。海難の原因を人為的なものと、天災的なものとに分けてみますと、人為的な原因が約九〇％を占めており、海難原因の殆んどが船舶乗組員の不注意であることを見逃がしてはならないと思います。また、熊本県沿岸で発生した「人のみの海難」は昭和四〇年度に、一五件一五名にのぼっており多くの人命が失われていることは、誠に遺憾にたえません。これは、熊本県が観光資源に富み、雲仙天草国立公園をひかえ、天草松島の景勝と相まって、海浜が遠浅であり、夏の海水浴シーズンには海岸線のいたるところが遊泳に適し、数多くの遊泳者、観光客が海浜に遊ぶ機会が多いためと思われるが、海浜事故の原因を調査してみますと、準備運動をしなかった者、危険海域で水泳した者、水泳未熟者の事故が特に目立っております。「人のみの海難」に船舶からの海中転落による死亡事故がありますが、これらの大部分は漁船、機帆船の乗組員が足をすべらせて海中に転落行方不明となったものであります。特に漁船の便所設備につ

いては今後危険防止に重点をおいて対策をたてるべきであると痛感しております。

海難防止対策

一般に、事故が発生するにはいろいろな原因が重なっていると思われませんが一例として、船舶の安全性に対する関心の稀薄、航海知識の不足、過激な労働による疲労、経済的な理由による修理、設備の不十分、気象海象に対する知識の欠如または無理な運航、或いは海図も見ないで「勘」とか「経験」とかいった非科学的な方法で運航しており、船位の確認も行なわれない船もあるのが現状であります。海上保安庁では、海難予防については、機会ある毎に海難防止会を開催し、また巡視船艇による臨船指導を実施して船舶乗組員の啓蒙に努め、あるいは各種船舶の運航状態調査を行なって海難の原因を探求しており、海難につながる法令、例えば船舶安全法、船舶職員法、船員法等の励行について立入検査により確認指導に当たっております。

第2表 種類別海難発生状況

年	36			37			38			39			40		
	汽船	機帆船	漁船												
乗衝機	4	8	1	14	5	11	5	12	3	12	5	20	2	9	3
揚突障	2	1	3	6	2	8	4	14	2	9	8	19	2	7	1
故障	3	8	4	15	1	6	1	8	1	3	2	6	4	4	7
浸水	1	1	1	3	4	1	1	5	1	2	1	4	2	1	1
舵覆	1	5	6	6	1	7	5	5	5	5	5	4	4	2	2
転覆	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
航行中	11	25	9	34	8	36	14	26	8	34	18	60	6	29	14
その他	1	1	1	3	1	2	2	3	3	2	13	18	6	29	14
合計	11	25	9	34	8	36	14	26	8	34	18	60	6	29	14
汽船	1	1	1	3	1	2	2	3	3	2	13	18	6	29	14
機帆船	1	1	1	3	1	2	2	3	3	2	13	18	6	29	14
漁船	1	1	1	3	1	2	2	3	3	2	13	18	6	29	14
その他	1	1	1	3	1	2	2	3	3	2	13	18	6	29	14
合計	11	25	9	34	8	36	14	26	8	34	18	60	6	29	14

一方発生した海難に対しては、救助出動の迅速、遭難船の早期発見救助をモットーとして、巡視船艇、航空機による救難態勢を確立しております。現在三角海上保安部では「海難をなくす運動」を行なって前記各種運動を実施しておりますが、県民皆さんのご協力をいただき尊い人命、貴重な財産を海難から守り「平和で明るい安全な海」の建設が出来ますことを希望しております。



暖房と衛生

今月のキャンペーン

寒い冷えこみがつづき、暖房器具の有害さが身にしみ感じられます。

しかし暖房から発生する燃焼産物による室内空気汚染については、十分注意しないととんだこととなります。石炭、木炭、豆炭、練炭などの固体燃料およびガスは、燃焼するときに煤煙、炭酸ガス、一酸化炭素、亜硫酸ガスなどの燃焼ガスを発生します。ことに「いろいろ」で薪を燃焼させるときは、煤煙の発生がひどいことをご承知のとおりです。これらの燃焼をおこなうときは煙突を設け、煤煙が出なくとも燃焼産物を屋外に排出することが必要です。

火鉢、ガスストーブなどで煙突がつけられない場合には室を密閉せず、欄間をあけておくことが大切で、木炭、豆炭、練炭などの燃焼時には有毒な一酸化炭素が発生して炭火中毒をおこします。日本住宅では、天井、障子、ふすまのすき間から、発生した一酸化炭素が逃げるので炭

化中毒の被害は比較的少ないのですがガラス戸を用いた住宅では有毒ガスが次第に室内に充満しやすく、特に洋室、とりわけ鉄筋コンクリート建物の地下室でこれらのものを燃焼してはいけません。最近、プロパンなどのガスがよく燃料として用いられるようになりましたが、これ自身は一酸化炭素が含まれていないから中毒の危険は少ないと安易に考えられがちです。しかし、換気の少ない室でプロパンガスを燃やしますと容易に一酸化炭素が発生しますので注意を要します。

また、石油ストーブでは燃焼時に刺鼻臭や石油臭のすることがあります。これは燃焼によって生じた亜硫酸ガス、アルデヒドなどの酸化生成物および未燃物によるもので、不完全燃焼している場合に特にひどく、灯油の品質によること、また燃焼器具に欠点のある場合が多いようです。

一酸化炭素は無色、無味、無臭ですが強い毒性を有しますので注意を要します。即ちガスとして、吸入された一酸化炭素が肺で血色素と結合し、血色素の酸素との結合を妨げるのが一酸化炭素の毒作用の本態です。濃度〇、〇二％以上の一酸化炭素のあるところに二時間から三時間おきますと、前頭部に軽い頭痛をおこし中毒をおこします。この急性中毒の症状でもっとも特徴のあるのは頭痛です。意識の失なわれないうちに手足の運動麻痺が先行するので、中毒者がその環境から逃げ出そうと思っても手足がきかないので重症の中毒になることがあります。

私たちはやはり暖房と同時に換気を考慮すべきでしょう。人の生活には不断に一定量の新鮮な空気が必要であり、一方暖房時には壁を気密にするから自然換気は減少します。暖房と同時に換気を行ない、室内空気の物理的、化学的、生物学的な改善がぜひ必要なのです。暖房を行なっている室には適当な空気の出入口を設けることが大切で、ストー

ブの場合には煙突が空気の出口になります。その他の場合には欄間をあけるのが一番いいわけです。また空気の入口も考えておかないと思いがけないところから空気が侵入してかえって不快になることもあります。

次に暖房時に室内をむやみに高温にするには有害であり、不経済です。暖房時の室内温度は室の使用目的、作業の種類、衣服などによって違いますが、冬衣、安静の場合は一八度から二〇度(摂氏)を基準とすればいいでしょう。過熱された室にいる人は感冒その他呼吸器病にもかかりやすいのです。これは鼻や咽喉の粘膜が高温時に腫脹、発赤湿润状態ですが、急に低温にさらされると腫脹、湿润のまま貧血し、細菌に感染しやすいからです。室温が高くなり、湿度が低くなって、湿度三〇％以下に乾燥しますと気道粘膜に悪い影響を及ぼし、呼吸器の疾患を誘発しやすくなります。そこで湿度を六〇％から七〇％に保つために、暖房体の上に水槽をおいて蒸発させるのが一番いい方法と思われれます。(環境衛生課)